

施設基準に関するご案内

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。以下の施設基準について、東海北陸厚生局に届出を行い、算定しております。

【主な届出事項・加算】

・電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さまの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、よりよい医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

・一般名処方加算

【当院でのお薬の処方について】

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さまに適切に 医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。

・コンタクトレンズ検査料 1

当院は『コンタクトレンズ検査料 1』の施設基準に適合している旨、厚生局に届出を行っております。

また、厚生労働省の施設基準に定める眼科診療経験年数を有しております。

・ベースアップ評価料

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年の6月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※個別の施設基準や算定項目についてご不明な点がございましたら、窓口までお気軽にお問い合わせください。

令和8年6月1日
佐井眼科クリニック
院長 佐井紹謙